

2022年3月25日

お客様各位

大阪厚生信用金庫

「新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金」について

新型コロナウイルス感染症による影響が長引く中で、中小企業者の方を対象に資金繰り支援の取組みを行うにあたり、2021年4月1日より「新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金」の取扱いを開始しています。

詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。

<商品の概要>

商品名	新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金（大阪信用保証協会保証付）
ご利用いただける方	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者の方（セーフティネット保証4号・5号の認定を受けられた方）
資金使途	運転資金・設備資金
ご融資金額	6,000万円以内（無担保）
ご融資期間	10年以内（据置5年以内）
ご融資利率	年1.2% 固定金利
ご返済方法	元金均等分割返済
保証料	信用保証協会所定の保証料が必要となります ◆4号認定・5号認定ありの場合 ・経営者保証免除対応適用なし 年0.85% （うち年0.65%を国が補助。実質負担は0.2%） ・経営者保証免除対応適用あり 年1.05% （うち年0.85%を国が補助。実質負担は0.2%） ◆一般保証 ・経営者保証免除対応適用なし 年0.45%～1.9%の9段階 （うち年0.25%から0.75%を国が補助。実質負担は0.2%～1.15%） ・経営者保証免除対応適用あり 年0.65%～2.10%の9段階 （うち年0.45%から0.95%を国が補助。実質負担は0.25%～1.15%） ※ただし、返済条件の変更に伴い追加して生じる信用保証料および延滞保証料については国による補助の対象外となります。
その他	「経営行動計画書」の作成が必要

※お申込みの際しましては、当金庫及び保証協会の審査が必要となります。

審査結果によってはご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください

以上